

フィリピン

当事者系手続に関する規則(標章, 特許, 実用新案及び意匠の取消申請, 標章登録への異議申立, 強制ライセンス許諾)

1998年10月2日公布

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

規則 1 用語の定義

第 1 条 用語の定義

規則 2 当事者系手続, 手続の当事者; 管轄権; 手順; 証拠

第 1 条

第 2 条 当事者系手続の当事者

第 3 条 当事者系手続の第 1 審管轄権

第 4 条 商標又はサービスマークの執行訴訟において提訴する外国法人の権利

第 5 条 特許取消に関する裁判所の管轄権

第 6 条 当事者系事件の聴聞の実施において従うべき手続規則

第 7 条 聴聞官の権限

第 8 条 当事者系手続における流れ/手順

第 9 条 召喚状及び答弁

第 10 条 審理前手続

第 11 条

第 12 条 聴聞の実施

第 13 条 審理の順序

第 14 条 証拠に対する妨訴抗弁は認められない

第 15 条 局長又は聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

第 16 条 訴答に関する判断

第 17 条 略式判決

第 18 条 速記録

第 19 条 他の事件に属する書類の提示

第 20 条 両当事者が居合わせない限り事件について非公式に話してはならない

第 21 条 衡平法上の原則を適用することができる

第 22 条 覚書及び決定案の提出

第 23 条 聴聞官の報告

規則 3 特許の取消

第 1 条 特許の取消; 理由

第 2 条 部分取消

第 3 条 申請の要件

第 4 条 聴聞の通知

第5条

第6条 特許又はクレームの取消の効果

第7条 無効と認定された特許は取り消すことができる

規則4 実用新案登録の取消

第1条 実用新案登録の取消理由

第2条 実用新案の取消手続

第3条 実用新案登録の取消の効果

規則5 意匠登録の取消

第1条 意匠登録の取消理由

第2条 部分取消

第3条 手続

第4条 取消の効果

規則6 強制ライセンス許諾申請

第1条 特許は強制ライセンス許諾手続の対象となる

第2条 強制ライセンス許諾を申請することができる者；申請する時期

第3条 強制ライセンス許諾の理由

第4条 合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件

第5条 特許所有者の許諾を得る努力なしに強制ライセンス許諾申請が認められる場合

第6条 権利所有者への通知

第7条 半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾

第8条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス

第9条 申請の様式及び内容

第10条 審理の通知

第11条 通知の公示

第12条 ライセンスの付与

第13条 強制ライセンスの条件

第14条 強制ライセンスの修正

第16条 実施権者によるライセンスの権利放棄

第17条 ライセンスの修正，権利放棄又は取消の公告

規則7 標章登録出願に対する異議申立

第1条

第2条

第3条 異議申立書の内容

第4条 宣誓された異議申立書を提出する期間の延長

第5条 原本以外の様式による異議申立書の提出

規則 8 標章登録の取消

第 1 条 取消申請をすることができる者

第 2 条 申請時期

第 3 条 取消申請の内容

第 4 条 申請の宣誓

第 5 条 申請の送達及び聴聞の通知

第 6 条 登録標章に係わる権利執行のための訴訟について聴聞し決定する権限を行使して標章を取り消す局の権限

第 7 条 局又は適切な裁判所に提起された訴訟の効果

第 8 条 登録の取消

規則 9 再審理；不服申立

第 1 条 長官への不服申立

第 2 条 再審理申立の理由及び提出期間

第 3 条 再審理申立の内容及び通知

第 4 条 再審理申立に基づく処分

第 5 条 申立に係る決定

第 6 条 2 度目の再審理申立

第 7 条 一部再審理

第 8 条 再審理申立を拒絶する命令に対する救済

第 9 条 上訴裁判所又は最高裁判所への上訴

規則 10 上訴中の決定の執行

第 1 条 執行命令

第 2 条 特許の取消は直ちに執行される

規則 11 判決，最終命令及びその記入

第 1 条 判決及び最終命令の言渡し

第 2 条 判決及び最終命令の記入

最終規定

第 1 条 対象

第 1.1 条

第 2 条 実施

第 3 条 可分性

第 4 条 施行

規則 1 用語の定義

第 1 条 用語の定義

別段の定めがない限り、次の用語は、次のように解釈する。

- (a) 「局」とは、知的所有権庁の法務局をいう。
- (b) 「主任聴聞官」とは、局の上級職員であって、聴聞官を直接監督するものをいう。その役職又は正式な呼称は、庁の構成によっては、「主任聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (c) 「裁判所」とは、地方裁判所等の一般管轄権を有する裁判所をいう。
- (d) 「局長」とは、法務局長をいう。
- (e) 「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (f) 「聴聞官」とは、局の上級職員であって、本規則において、「聴聞官」の職権を行使する権限を有するものをいう。当該職員の役職又は正式の呼称は、庁の構成によっては「聴聞官」の語と異なる場合がある。
- (g) 「IP 法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第 8293 号をいう。
- (h) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (i) 「規則」とは、この一連の規則及び法務局長が作成し長官が承認する規則をいう。

規則 2 当事者系手続，手続の当事者；管轄権；手順；証拠

第 1 条

争いのある手続又は当事者系手続とは，次をいう。

1.1 特許事件

(a) 発明特許，実用新案登録，意匠登録又は何れかのクレーム若しくはクレームの一部の取消申請

(b) 特許発明の実施に係る強制ライセンス許諾又はライセンスの申請

1.2 商標事件

(a) 異議申立の対象として公告された標章の登録に対する異議申立

(b) 標章登録の取消申請

第 2 条 当事者系手続の当事者

取消手続及び強制ライセンス許諾手続における申請人及び異議申立手続における異議申立人は，これらに関して原告の立場にあるものとみなし，取消，強制ライセンス許諾又は異議申立手続における被申請人はこれらに関して被告の立場にあるものとみなす。取消申請，強制ライセンス許諾申請及び異議申立は訴状に相当し，これらに対する応答は答弁に相当する。局長又は聴聞官の面前での口頭証言の録取，聴聞中の文書証拠の提出及び準備書面又は覚書の提出は，審理に相当する。

第 3 条 当事者系手続の第 1 審管轄権

局長は，当事者系手続に関して第 1 審管轄権を有するものとする。当該当事者系手続は，局長，聴聞官又は局長が指名する局の他の上級職員の面前で聴聞されるが，すべての決定及び最終命令は，局長が署名する。

第 4 条 商標又はサービスマークの執行訴訟において提訴する外国法人の権利

外国の国民又は法人は，フィリピンで営業しているか否かを問わず，異議申立，取消又は強制ライセンス許諾に係る申請を提起することができる。ただし，当該人が国民であるか，住所を有するか又は現実かつ真正の事業所を有する国が，フィリピンも締約国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する条約若しくは協定の締約国であるか又は法律によりフィリピン国民に相互主義的権利を与えていることを条件とする。

第 5 条 特許取消に関する裁判所の管轄権

特許取消申請が共和国法律第 8293 号第 67 条又は第 68 条に列挙した理由に基づく場合は，当該申請について裁判所が管轄権を有する。ただし，第 67 条又は第 68 条の理由の何れかが，特許，実用新案又は意匠の取消申請において第 49 条，第 61 条，第 109 条又は第 120 条に記載する取消理由とともに提起された場合，又は当該理由若しくは争点の何れかが，知的所有権に関する法律の違反に係る行政訴訟において提起された場合は，当該申請又は行政訴訟の全当事者は，共和国法律第 8293 号第 67 条又は第 68 条に基づいて裁判所に別個の訴訟を提起することを禁止される。

第6条 当事者系事件の聴聞の実施において従うべき手続規則

当事者系事件の聴聞を実施する場合は、本規則に記載する手続規則を第一義的に適用する。本規則と矛盾しない限り、裁判所規則を補足的に適用することができるが、ただし、局長又は聴聞官は、裁判所規則に記載する厳密な技術的手続及び証拠規則に拘束されず、本規則に該当する規則が存在しない場合は、公正な扱いに一致し、かつ、事件の正当、迅速かつ安価な処理に役立ち、局が技術的な理由又は争点に焦点を当てる可能性を最大にするような態様の手続を採用することができる。

第7条 聴聞官の権限

聴聞及び調査を行うために指名された聴聞官は、宣誓及び確約を行わせ、当事者及び証人の出席並びに当該事件にとって重要な帳簿、文書、通信及びその他の記録の提出を履行させるために、罰則付召喚令状及び文書提出命令状を発行し、かつ、聴聞で提起された争点に関して予備的な決定を行う権限を授与されるが、究極的な決定は、局長又は最終命令に委ねられる。

第8条 当事者系手続における流れ／手順

- (a) 取消申請書、強制ライセンス許諾申請書又は異議申立書は、局へ提出するものとし、局は、訴状の方式が適正であるか否かを点検した後、所定の手数料の納付命令を発する。
- (b) 所定の手数料を納付した後、請求人、その弁護士又は代理人は、局に庁の領収証の写しを提出するとともに、照合のために原本を提示する。局の局長補佐は、所定の手数料の納付証明を受領した後24時間以内に、当事者系事件番号を割り当てることにより書類の受領を確認し、その要点を記録し、長官が公示する規則に基づいてくじ引きにより何れかの聴聞官に事件を割り当てる。
- (c) 局が申請を受領してから3就業日以内に、当該申請を割り当てられた聴聞官は、直ちに、必要な命令、公告の通知、召喚状、及びその他の通知を局長の名称で作成し、IP法及び本規則において通知を要するすべての当事者に、書留郵便又は手交により送付する。

第9条 召喚状及び答弁

召喚状は、被申請人に対し、召喚状の送達から15日以内に当該申請に答弁すること（及び却下の申立を提出しないこと）を義務付けるものとする。

(a) 答弁

被申請人は、申請に対して書面で答弁するものとし、申請の重要な主張について特定の否認し、又は合法的な防御となる抗弁をするものとする。被申請人は、その答弁を宣誓供述書及び文書証拠とともに提出し、その写しを申請人又は異議申立人に送達する。

(b) 申請が修正される場合は、答弁の提出及び送達について定める期間は、別段の命令がない限り、修正された申請を認める命令の通知又は当該修正された申請の送達についての異議申立の受領の時から始まるものとする。通知又は送達の中から10日以内に新たな答弁が提出されない限り、最初の答弁が修正された申請に対する答弁であるとみなされる。

(c) 却下の申立の否認

如何なる却下の申立も取り上げない。その代わりに、却下の理由はすべて積極的抗弁とし

て申し立てるものとし、実体的事項に関する決定により解決するものとする。聴聞官は、正当な理由があると認める場合において、係属事件の解決促進に資するときは、積極的抗弁について聴聞を行うことができる。

第10条 審理前手続

争点の合意に伴い、指名された局の事務官は、審理前協議の日を設定した聴聞官からの指示を受けて、審理前手続通知を作成する。審理前協議は、答弁その他の訴答の受領から1月以後で2月以内に設定する。審理前手続通知は、指示が事務官に与えられた日から2日以内に、手交により又は書留郵便により渡す。審理前手続通知においては、次の事項を記載する審理前準備書面の提出を当事者に義務付けるものとする。

- (a) 当事者の主張及び抗弁に係る簡潔な陳述
- (b) もしあれば、争点の簡潔化のための提案
- (c) 当事者が証拠として提出しようとしている書類の一覧に証拠物件に対応する適切な符丁を記したもの、並びに、証人の身元、実体的事項に関する聴聞中の証言の内容及び目的についての陳述書。これらの書類は、審理前協議中に審査のために提出しなければならないが、不正を受けたこと、事故、錯誤、免責される過失その他正義及びフェアプレーの原則に基づいて正当化することができると局長又は聴聞官がみなす理由により、当事者が審理前手続中にこれらを提出することができなかった場合は、審理中に追加書類を提出することを妨げない。
- (d) 当事者が自白の対象とされていない事実について自己の訴答書面に明記することができるか否かの陳述。その事実がある場合は、明記しようとする事項の草案を提示しなければならない。
- (e) 当事者が和解を受け入れる可能性があるか否かの陳述。その可能性がある場合は、当事者は、審理前手続の日に、和解の目的での自己の最小限の要求事項を提出する用意がなければならない。

(f) その他訴訟の迅速な処分に資する事項

各当事者は、通知に定められた審理前協議の日の遅くとも3日前までに、前記の審理前準備書面を局に提出し、相手方当事者に送達する。

弁護士が和解の申出を受け入れるには依頼人の同意を必要とするため、審理前協議には、記録上の代理人のみならず当事者本人も出頭しなければならない。当該当事者本人の出頭は、自白をすること及び／又は和解提案を受け入れて承認することについて公証済の委任状又は適切な会社からの委任状が弁護士に与えられている場合は、不要とすることができる。

要求されたにも拘らず申請人／異議申立人が出頭しなかった場合は、実体的効果を伴う訴訟却下の理由となる。被申請人側の同様の懈怠は、申請人／異議申立人が一方的に証拠を提示し、局長がこれに基づいて判決を言い渡すことを認める理由となる。

第11条

(a) 遂行を怠ったことによる却下

申請人／異議申立人が、審理前協議の通知若しくは聴聞の通知又はその後の命令に指定された時及び場所に出頭しなかった場合、不当に長い期間にわたって自己の事件の遂行

を怠った場合、又は本規則若しくは局の命令を遵守しない場合は、申請又は場合により異議申立は、遂行を怠ったことにより却下することができ、かつ、被申請人はその費用を申請人／異議申立人から回収することができる旨の判決を言い渡すことができる。ただし、局は、申請人の提出と無関係に証拠を発見した場合は、特許又は商標登録を取り消すことができる。却下命令の受領後 15 日以内に、申請人／異議申立人は、出頭しなかったことが不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失による場合は、当該命令の取消を求める申立を行うことができる。

(b)被申請人が応答しないことの効果

被申請人が本規則に規定する期間内に応答しなかった場合は、聴聞官は、申請人／異議申立人の申立に基づいて又は職権によって、被申請人の不履行を宣言し、直ちに一方的な証拠を受領し、自己の勧告を局長に提出する。大幅に修正された又は補足的な訴答書面及び最終命令又は決定以外の文書は、不履行当事者に対しては送達する必要がない。ただし、不履行当事者が、前項にいう理由の何れかに基づいて、不履行に係る命令の受領後 15 日以内に当該命令の取消を求める申立を行った場合はこの限りでなく、不履行当事者は、不履行に係る命令が取り消されたか否かを問わず、すべての更なる手続に係る通知を受ける権利を有する。

第 12 条 聴聞の実施

聴聞期日に聴聞官が不在の場合は、聴聞は、自動的にその主任聴聞官が行うか又は局長の指示により他の聴聞官が行う。すべての聴聞は、終了するまで継続して行うものとし、聴聞の延期、特に当事者間の合意により予定された聴聞の延期は、何れかの当事者が異論を唱えるときは認められない。ただし、極めて実体に係わる場合において、予定された聴聞の遅くても 3 日前に、相手方当事者に手交により送達したことの証拠を添えて聴聞官に書面による申立があったときは、延期を認めることができる。

第 13 条 審理の順序

事件の聴聞中は、次の手順を踏むものとする。

(a)申請人は、証人の宣誓された陳述書(これは宣誓供述人の直接の証言となる)及びその他の文書証拠を聴聞期日の遅くても 3 日前に聴聞官に提出し、かつ、相手方当事者に送達するものとし、更にその証人が聴聞期間中に被申請人による反対尋問に応じられるようにしておかなければならない。

(b)被申請人は、証人の宣誓を伴った陳述書(これは宣誓供述人の直接の証言となる)及びその他の文書証拠を提出し、その証人が聴聞期間中に申請人による反対尋問に応じられるようにしておかなければならない。

(c)申請人及び被申請人は、本条規則に定める通り、反証の提示及びこれに継ぐ再反証の提示を、宣誓供述書の態様をとる証人の直接の証言を伴って行うことができる。

(d)フィリピン国外に居住する証人の証言が行われる場合は、当該証人自身が自己のために証言するか又は直接尋問を認証された宣誓供述書により聴聞官が定める期間内に提出することができ、相手方当事者は、裁判所規則に定める方法で質問書により証人を反対尋問することができる。証人を立てる当事者は、これに関連する費用を負担し、証言録取のために必要な承認を得るものとする。反対尋問に対する答弁は、指令書の発行日か

ら6月以内に局に提出しなければならない。当該期間は、真に正当な理由がある場合に1度延長することができる。ただし、当該答弁の提出は、如何なる場合も、指令書の発行日から1年を超えてはならない。そうしない場合は、当該外国の証人の証言は、聴聞官が職権によって又は申請人の申立に基づいて削除する。

(e) 審理前手続において証人の宣誓を伴った陳述書及び文書証拠を提示しなかったことは、聴聞中に証拠を提示する権利の放棄とみなされる。

第14条 証拠に対する妨訴抗弁は認められない

申請人の証拠の提出後は、証拠に対する妨訴抗弁は受け入れられない。被申請人は、直ちに自己のための証拠を提示する。

第15条 局長又は聴聞官は技術的な証拠規則に拘束されない

局長、主任聴聞官又は聴聞官は、関連性のある重要な証拠を受領し、証拠の提供について決定し、すべての不適切な事項を除外するものとし、かつ、正義及び公正に基づいて行動しなければならない。局は、その管轄権内において事件を調査し聴聞する権限の行使に当たって、技術的な証拠規則に厳密に拘束されるものではない。ただし、局は、事件の技術的争点に関して局長、主任聴聞官又は聴聞官が裁定することを可能にするよう、フィリピンの立法府、行政府及び司法府の公式の処分、論文、定期刊行物又は小冊子に発表された自然の法則、科学的事実、及び公知又は周知のその他の事実を司法的に確知しなければならない。

第16条 訴答に関する判断

局長は、答弁が争点を提起していないか又はこれが相手方当事者の訴答の重要な主張を容認している場合は、当該相手方当事者の申立に基づいて、当該訴答に関して判断をすることができる。

第17条 略式判決

申請、主張、反訴又は交差請求について有利な判決を求めている者、又は申請、主張、交差請求又は反訴を提起されている者は、争点が決定された後はいつでも、裏付となる宣誓供述書、証言録取書又は当事者の自白を添えて、これらの全部又は一部について自己に有利な略式判決を求める申立をすることができる。当該申立は、聴聞のために指定された時期の遅くとも10日前に送達しなければならない。相手方当事者は、聴聞期日の遅くとも3日前までに、反対する宣誓供述書を局に送達することができる。聴聞後、当該訴答、証言録取書及びファイル上の自白が、宣誓供述書とともに、重要な事実について真正の争点がないこと及び法律問題としての判決を得る資格が申立人にあることを示した場合は、求められている判決を直ちに言い渡さなければならない。

第18条 速記録

速記者又は局長が許可する他の職員は、聴聞におけるすべての手続を速記するものとする。各聴聞の終了後に、速記録は直ちに反訳し、速記録及びその反訳を、適正に認証し、各頁にイニシャルを付し、最後のページに署名して聴聞官に送付し、次の聴聞の日又

は一連の聴聞の最初の日の遅くても 10 日前に、これが当該事件の記録に添付されるようにする。

第 19 条 他の事件に属する書類の提示

当事者系手続の当事者が、聴聞されている事件とは別の事件に提出された書類を自己の証拠として提出することを希望するときは、所定の手数料を納付して当該書類の認証謄本を入手しなければならない。

第 20 条 両当事者が居合わせない限り事件について非公式に話してはならない

局長又は係属中の当事者系事件における聴聞、決定若しくは決定の準備に直接若しくは間接に関係している聴聞官若しくは局の一般職員は、他方の当事者又はその代理人が不在である場合に、一方の関係当事者又はその代理人の何れかと当該事件又はその何れかの局面について非公式に話すことは、厳にかつ絶対的に禁止される。

第 21 条 衡平法上の原則を適用することができる

すべての当事者系手続において、該当するときは、消滅時効、禁反言及び黙認といった衡平法上の原則を考慮に入れ、適用することができる。

第 22 条 覚書及び決定案の提出

当事者は、証拠物件の許容性に係る命令の受領後 1 月以内に、覚書を提出しなければならない。特別法に別段の規定がない限り、当事者に提出が義務付けられている適切な最終訴答には、当事者が求める決定／解決の草案を含め、その基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載する。聴聞官は、当事者の何れかの決定／解決案の全部又は一部を採用するか又は双方とも拒絶する。この要件は、終局判決以外の命令にも同様に適用される。

第 23 条 聴聞官の報告

聴聞官は、事件が決定のために提出された日から 1 月以内に、主任聴聞官と協議及び調整の上、報告、所見及び決定案を主任聴聞官を通じて提出し、主任聴聞官は、自己のイニシヤルを付して、局長の承認を求める。

規則 3 特許の取消

第 1 条 特許の取消；理由

(a) 利害関係人は、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、特許又はその何れかのクレーム若しくはクレームの一部の取消を申請することができる。

(i) 発明としてクレームされているものが特許性を有していないものであること

(ii) 特許が、当該技術の熟練者が実施することができる程十分に明確かつ完全な方法では当該発明を開示していないこと

(iii) 特許が公序良俗に反すること

(iv) 特許に、出願当時の出願に記載された開示の範囲にない事項が含まれていること

(b) 特許について権利を有する者による取消。裁判所の最終命令又は決定により特許について権利を有すると宣言された者は、決定が確定した後 3 月以内に、既に発行されている特許の取消を求めることができる。

(c) 利害関係人。特許に利害関係がある者には、裁判所の最終命令又は決定により真正かつ実際の発明者であると宣言された者を含むすべての者を含む。

第 2 条 部分取消

取消の理由がいくつかのクレーム又はクレームの一部に関するものである場合は、取消はこの限りでのみ有効とし、その場合庁は、訂正した特許を再発行する。

第 3 条 申請の要件

取消申請は、申請人又は事実を知るその代理人が宣誓した書面によるものとし、申請の理由を明記し、依拠する事実についての陳述を記載し、局に 3 通提出しなければならない。申請において言及する印刷刊行物又は他の国の特許の写し、及びその他の証拠書類を、これらが英語によるものでない場合は英語の翻訳文とともに、添付しなければならない。

第 4 条 聴聞の通知

聴聞官は、局長の名称において、申請がされた旨の通知を庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはこれについての権利、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有するすべての者に対して送達し、また、当該申請に関する聴聞の日の通知を前記の者及び申請人に対して送達するものとする。申請が提出された旨の公告は、IPO 公報において行う。

第 5 条

(a) 3 人委員会

高度に技術的な争点に関する事件の場合は、局長は、何れかの当事者の申立に基づいて、局長を委員長とし、取消が求められている特許が関連する技術分野に経験又は専門知識を有する者の 2 を委員とする委員会が申請について聴聞し、決定するよう命じることができる。

(b) 委員会による特許の取消

委員会は、取消を求める主張が立証されたと認める場合は、特許又はその特定のクレームを取り消すよう命じるものとする。

(c) 取消手続中の特許権者による訂正

委員会は、取消手続中に特許権者がなした訂正を考慮に入れた上で、特許及び関係する発明が IP 法の要件を満たしていると認めた場合は、訂正された特許を維持する旨を決定することができる。ただし、新しい特許の印刷手数料が委員会の決定の日から 1 月以内に納付されることを条件とする。新しい特許の印刷手数料が期日までに納付されなかった場合は、特許は、納付期間の満了時に取り消すものとする。

(d) 訂正された特許の公告

特許が委員会の決定により訂正された場合は、局は、取消決定を公告すると同時に、訂正が如何なる内容で構成されるのかを明確に示す要約、代表的なクレーム及び図面を公告する。

第 6 条 特許又はクレームの取消の効果

取り消された特許又は特定のクレームによって付与されていた権利は終了する。取消の公告は、IPO 公報において行う。

第 7 条 無効と認定された特許は取り消すことができる

裁判所に提起された侵害訴訟において、裁判所が特許又は何れかのクレームが無効であると認定した場合は、裁判所は、これを取り消すものとする。当該取消命令は局長に送付され、局長は、裁判所による取消の終局判決を受領したときは、当該命令の通知を記録させ、IPO 公報に公告させる。当該記録は、庁の適切な登録簿に行う。

規則 4 実用新案登録の取消

第 1 条 実用新案登録の取消理由

実用新案登録の存続期間中は、何人も、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、実用新案登録の取消を局長に申請することができる。

(a)クレームされている考案が実用新案としての登録に適格でなく、登録性の要件を満たしていないこと。具体的には、

(1) IP 法第 23 条及び第 24 条に規定する通り新規でない場合

(2) IP 法第 27 条に規定する通り産業上の利用性がない場合

(3) IP 法第 22 条に規定する通り特許による保護から除外されている場合

(b) 明細書及びクレームが所定の要件を遵守していないこと

(c) 考案の理解に必要な図面が提供されていないこと

(d) 実用新案登録の所有者が考案者又はその権原承継人でないこと

(e) 実用新案登録が原出願の内容を超えていること

第 2 条 実用新案の取消手続

実用新案の取消には、特許の取消手続を準用する。

第 3 条 実用新案登録の取消の効果

実用新案登録により付与される権利は、当該登録の取消時に終了する。

規則 5 意匠登録の取消

第 1 条 意匠登録の取消理由

意匠登録の存続期間中、何人も、所定の手数料を納付して、次の何れかの理由に基づき、意匠の取消を局長に申請することができる。

- (a) 意匠が工業製品又は手工芸品に特別の外観を与えておらず、これらの模様として機能していないこと
- (b) 意匠が新規又は独創的でないこと
- (c) 意匠が技術的な結果を得るための本質的に技術的若しくは機能的考慮による特徴を主としていること
- (d) 意匠が公の秩序、健康又は善良の風俗に反すること
- (e) 意匠の内容が原出願の内容を超えていること

第 2 条 部分取消

取消の理由が意匠の一部に関するものである場合は、取消は、その範囲のみで行うことができる。限定は、限定を受ける特徴の変更によって行うことができる。

第 3 条 手続

意匠登録の取消には、特許及び実用新案登録の取消について本規則に定める手続を準用する。

第 4 条 取消の効果

意匠登録により付与された権利は、当該登録の取消時に終了する。

規則 6 強制ライセンス許諾申請

第 1 条 特許は強制ライセンス許諾手続の対象となる

発明特許, 意匠登録及び実用新案登録はすべて, 強制ライセンス許諾手続の対象となる。

第 2 条 強制ライセンス許諾を申請することができる者 ; 申請する時期

何人も, 特許付与又は意匠若しくは実用新案の登録後はいつでも, 所定の手数料を納付して, 強制ライセンス許諾を申請することができる。ただし, 申請が, 特許発明が実施可能であるにも拘らず正当な理由なくフィリピンにおいて商業的規模で実施されていないという理由に基づく場合は, 出願日から 4 年の期間又は特許付与日から 3 年の期間の何れか遅く満了する方の期間の満了後にいつでも申請することができる。

第 3 条 強制ライセンス許諾の理由

局長は, 次の何れかの状況において, 特許所有者の合意がなくても, 特許発明を実施する能力を有することを立証した者に, 当該発明を実施するライセンスを付与することができる。

- (a) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合
- (b) 公共の利益, 特に国の安全, 栄養, 健康, 又は政府の適切な機関が国の経済について重要なものと決定するその他の分野の発展のために必要な場合
- (c) 特許所有者又はその実施権者による実施の態様が反競争的であると司法機関又は行政機関が決定した場合
- (d) 正当な理由のない, 特許権者による特許の公的な非商業的使用の場合
- (e) 特許発明が実施可能であるにも拘らず, 正当な理由なくフィリピンにおいて商業的規模で実施されていない場合。ただし, 当該特許物品の輸入は, 当該特許の実施又は使用に当たる。

第 4 条 合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件

ライセンスは, 申請人が合理的な商業上の条件で特許所有者から許諾を得る努力をしたにも拘らず合理的な期間内に良い結果を得られなかった場合に限り付与する。

第 5 条 特許所有者の許諾を得る努力なしに強制ライセンス許諾申請が認められる場合
前条の要件は, 次の場合は適用しない。

- (a) 強制ライセンスの申請が, 司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正することを目的とするものである場合
- (b) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合
- (c) 公的な非商業的使用の場合

第 6 条 権利所有者への通知

- (a) 国家の非常事態その他の緊急事態の場合は, 権利所有者は, 遅滞なく通知を受けるものとする。
- (b) 公的な非商業的使用の場合は, 政府又は請負人が, 特許の調査を行うことなく, 有効

な特許が政府により又は政府のために使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知るべき明らかな理由があるときは、権利所有者は、直ちに通知を受けるものとする。

第7条 半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾

半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾の場合は、ライセンスは、公的な非商業的使用の場合において、又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的でのみ付与することができる。

第8条 特許の相互依存に基づく強制ライセンス

国内において、ある特許(以下「第2特許」という)により保護される発明が、先の出願に基づいて付与された又は先の優先権を有する他の特許(以下「第1特許」という)を侵害することなく実施することができない場合は、第2特許の所有者がその発明を実施するために必要とする範囲で、次の条件に従うことを条件として、第2特許の所有者に強制ライセンスを許諾することができる。

(a) 第2特許に係わる発明が、第1特許と関連して相当な経済的重要性を有する重要な技術の進歩を生じさせること

(b) 第1特許の所有者が、合理的な条件で第2特許に係わる発明を使用するクロスライセンスを受ける権利を与えられること

(c) 第1特許について付与されたライセンスは、第2特許とともに譲渡する場合を除いて、譲渡することができないこと

(d) IP法第95条(合理的な商業上の条件でライセンスを得る要件)、第96条(半導体技術に係わる特許の強制ライセンス許諾)、第98条(申請の様式及び内容)、第99条(審理の通知)並びに第100条(強制ライセンスの条件)の条件によること

第9条 申請の様式及び内容

強制ライセンス許諾の申請は、申請人による宣誓があり、かつ、所定の手数料の納付を伴った書面によりしなければならない。書面には、申請人及び被申請人の名称及び宛先、強制ライセンスを求める特許の番号及び付与日、特許権者の名称、発明の名称、強制ライセンスを求める法律上の理由、申請人の申請の原因を構成する主要事実並びに申請する救済を記載しなければならない。

第10条 審理の通知

局長は、申請があったときは、庁の記録にある特許所有者、並びに当該特許及び当該特許の対象である発明について権利、ライセンスその他の権利、権原又は利益を有する者すべてに申請があった旨の通知を直ちに送達し、かつ、これらの者及び申請人に審理の日の通知を送達する。IP法第33条に基づいて選任された国内に居住する代理人は、本条にいう申請があった旨の通知の送達を受領しなければならない。

第11条 通知の公示

局長は、各申請について、一般紙において連続する3週間の各週に1回、及びIPO公報

において1回、当該通知を申請人の負担により公示させる。

第12条 ライセンスの付与

(a)局長は、上述の規定に基づくライセンスの付与が立証されたと認める場合は、申請がなされた日から6月以内に、該当するライセンスの付与を命じる。

(b)公的な非商業的使用のために求める強制ライセンスは、申立人の申請日又は投資委員会の裏書の受領から6月以内に発行する。

第13条 強制ライセンスの条件

当事者は、強制ライセンスのロイヤルティ料率を含む基本的条件について合意することができる。当事者間の合意がない場合は、局長が、次の条件に従って、強制ライセンスのロイヤルティ料率を含む基本的条件を定める。

(a)強制ライセンスの範囲及び期間は、許可された目的に限定される。

(b)強制ライセンスは、非排他的なものとする。

(c)強制ライセンスは、当該発明を実施している企業又は事業の一部とともにする場合を除き、譲渡することができない。

(d)強制ライセンスの対象の実施は、主としてフィリピン市場への供給のためにされなければならない。ただし、この制限は、当該ライセンスの付与が、司法上又は行政上の手続によって特許権者による当該特許の実施の態様が反競争的である旨が決定されたことに基づく場合は、適用しない。

(e)強制ライセンスは、その付与をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうにないことが適切に示されたときは、取り消すことができる。ただし、実施権者の正当な利益に対して適切な保護を与えるものとする。

(f)特許権者は、付与又は許諾の経済的価値を考慮に入れて、適正な報酬を受ける。ただし、強制ライセンスが、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正するために許諾された場合は、報酬の額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮に入れることができる。

第14条 強制ライセンスの修正

局長は、特許権者又は実施権者の申請があったときは、強制ライセンス許諾の決定の修正を正当化する新しい事実又は状況についての適切な立証に基づいて、当該修正を行うことができる。

第16条 実施権者によるライセンスの権利放棄

実施権者は、庁に宣言書を提出することにより、ライセンスの権利放棄をすることができる。

第17条 ライセンスの修正、権利放棄又は取消の公告

局長は、ライセンスの修正、権利放棄又は取消を庁の該当する登録簿に記録させ、特許権者及び／又は実施権者に通知し、かつ、申請人の負担で、IPO 公報において当該通知を公告させる。

規則 7 標章登録出願に対する異議申立

第 1 条

(a) 異議申立することができる者

ある標章の登録により損害を受ける虞があると考える者は、所定の手数料を納付して、かつ、出願の公告後 1 月以内に、当該出願に対する異議申立書を局に提出することができる。

(b) 異議申立書

異議申立書は書面によるものとし、異議申立人又は事実を知るその代理人が宣誓しなければならず、申立の理由を明記し、依拠する事実の陳述を含めなければならない。

第 2 条

(a) 通知及び聴聞

異議申立がなされ、所定の手数料が納付された場合は、局は、出願人にその旨を通知し、出願人、異議申立人及び庁の記録にある当該出願の対象である標章について何らかの権利、権原又は利益を有するその他の者全員に聴聞の日を通知する。

(b) 宣誓のない異議申立書の場合の通知

局は、宣誓のない異議申立書が提出された事実を出願人に通知することができる。出願人は、所定の手数料を納付した後、宣誓のない異議申立書の写しを請求することができる。

(c) 答弁を求める通知は、宣誓された異議申立書が提出された時点で、出願人／被申立人に送付する。

(d) 異議申立の却下

異議申立は、宣誓のない異議申立の日から 2 月以内に、異議申立人本人又は事実を知るその代理人が当該異議申立の宣誓をしなかった場合は、職権によって却下される。

第 3 条 異議申立書の内容

他国において登録された標章の登録証又は異議申立において言及するその他の裏付書類の写しは、これらが英語によるものでない場合は英語による翻訳文を添えて、異議申立書とともに提出しなければならない。

第 4 条 宣誓された異議申立書を提出する期間の延長

正当な理由があり、かつ、所定の割増料を納付したときは、異議申立人の書面による請求により、局長は、宣誓された異議申立書の提出期間を更に 1 月延長することができる。

局長は、延長を認めた場合は、その旨を出願人に通知する。延長請求書は、3 通提出する。ただし、如何なる場合も、宣誓された異議申立書を提出する期間は、異議申立の対象として標章を公告する IPO 公報の発行日から 4 月を超えないものとする。異議申立書又は宣誓された異議申立書を提出する期日が土曜日、日曜日、休日、フィリピン大統領が宣言する非就業日、又は長官が宣言する庁又は局の休業日に当たる場合は、当該期日は、これらの日の直後の就業日に変更する。

第5条 原本以外の様式による異議申立書の提出

異議申立人は、次を条件として、ファクシミリ又は写真複写等、原本以外の様式で異議申立書を提出することができる。

(a)当該ファックス、写真複写その他の様式が本規則の要件を遵守しており、かつ、異議申立書又は宣誓された異議申立書の提出期間又はその延長期間内に提出されること

(b)宣誓された異議申立書の原本が、当該ファックス、写真複写その他の様式の提出から1月以内に提出されること

(c)宣誓された異議申立書の原本が、異議申立の対象としての標章を公告するIPO公報の発行日から起算して最大4月の期間内に提出されること。すべての場合において、宣誓された異議申立書の原本が提出された場合にのみ、答弁書催告状が出願人に送付される。

規則 8 標章登録の取消

第 1 条 取消申請をすることができる者

ある標章の登録により損害を受けている又は損害を受ける虞があると考える者は、局に、当該登録の取消を申請することができる。

第 2 条 申請時期

標章登録の取消申請は、次のように行うことができる。

(a) IP 法に基づく標章の登録日から 5 年以内

(b) 当該登録標章が、登録に係わる商品若しくはサービス又はその一部について普通名称になっているか放棄されている場合、当該登録が不正に若しくは IP 法の規定に反して得られた場合、又は登録人により若しくは登録人の許可を得て当該登録標章が商品若しくはサービスの出所を偽って表示するように使用されている場合は、いつでも。当該登録標章が当該商品又はサービスの一部のみについて普通名称になっている場合は、当該一部の商品又はサービスについてのみ取消申請をすることができる。登録標章は、ある独特の商品若しくはサービスの名称としても又はある独特の商品若しくはサービスを特定するためにも使用されているということのみを理由としては、商品又はサービスの普通名称であるとはみなさない。登録標章が当該標章を使用している商品又はサービスの普通名称になっているか否かを決定するに当たっては、購入者の購入の動機ではなく、関係する公衆にとっての当該標章の主要な意味が基準になるものとする。購入者の動機に関する証拠は認められない。

(c) 登録商標所有者が正当な理由なく 3 年以上継続してフィリピンにおいて当該標章を使用しなかったか又はライセンスによりフィリピンにおいて使用させることをしなかった場合は、いつでも。

第 3 条 取消申請の内容

取消申請には、申請人及び必要とされる被申請当事者の名称及び宛先を記載し、取消を求める登録の番号及び登録日、登録人の名称、取消を求める法律上の理由、申請人の訴訟原因をなす主要事実、並びに求める救済を記載する。

第 4 条 申請の宣誓

取消申請は、3 通提出し、申請人又は事実を知るその代理人による宣誓がなければならない。

第 5 条 申請の送達及び聴聞の通知

適正な様式で取消申請が提出され、所定の手数料が納付された場合は、局長は、当該申請の写しを被申請当事者に送達し、当該当事者に申請に応答するよう要求する。争点の合意が成立した後、局長は、事件の聴聞の日を定め、両当事者に伝達する。

第6条 登録標章に係わる権利執行のための訴訟について聴聞し決定する権限を行使して標章を取り消す局の権限

前記の規定に拘らず，裁判所又は局は，登録標章に係わる権利執行を求める訴訟について聴聞し決定する権限を行使する際に，IP法に基づいて当該標章の登録が取消可能であるか否かについても決定する。

第7条 局又は適切な裁判所に提起された訴訟の効果

登録標章の権利執行を求める訴訟が適切な裁判所又は局に提起された場合は，その他の裁判所又は行政機関は，その後なされる当該標章の取消申請について管轄することはできない。他方，標章の取消申請が局に先になされた場合は，当該登録標章に係わる権利執行を求める訴訟について決定を下す前に当該申請が解決されていなければならないということではない。

第8条 登録の取消

局は，取消の主張が立証されたと認める場合は，当該登録の取消を命じる。命令又は判決が確定した場合は，当該登録により登録人又は記録上の利害関係人に付与された権利は，終了する。取消の通知は，IPO公報に公告される。

規則 9 再審理；不服申立

第 1 条 長官への不服申立

(a) 局長又は 3 人委員会の決定又は命令は、影響を受ける当事者がその写しを受領した後 15 日で確定する。ただし、当該期間中に再審理申立が局長になされたか又は長官への不服申立が遂行された場合はこの限りでない。

(b) 中間命令については、不服申立をすることができない。

第 2 条 再審理申立の理由及び提出期間

被害当事者は、不服申立をするための期間内に、当該命令又は最終命令を正当化するには証拠が不十分であること、又は当該決定又は最終命令が法律に反することを理由に、再審理申立をすることができる。

第 3 条 再審理申立の内容及び通知

申立は、その理由を記載した書面によるものとし、申立人は、当該申立の通知書を相手方当事者に送達する。

再審理申立においては、証拠による裏付がないか又は法律に反する判決又は最終命令の結論を具体的に指摘し、かつ、当該結論に反する内容を示す証言証拠若しくは文書証拠又は法律の規定に明示的に言及する。

形式上の再審理申立は、不服申立の所定の期間を停止させるものではない。

第 4 条 再審理申立に基づく処分

局長は、判決又は最終命令が証拠又は法律に反すると認める場合は、当該判決又は最終命令を適切に修正することができる。

第 5 条 申立に係る決定

再審理申立は、決定のために提出された時点から 1 月以内に、決定を下さなければならない。

第 6 条 2 度目の再審理申立

何れの当事者も、ある判決又は最終命令について 2 度目の再審理申立は認められない。

第 7 条 一部再審理

本条規則に基づく申立の理由が争点の一部のみ、又は当事者の一方若しくは一部のみに係わる争点に関係していると局長が認める場合において、これに関係しない部分又は当事者に対する判決又は最終命令に影響することなく分離し得るときは、当該争点についての再審理を行うことができる。

第 8 条 再審理申立を拒絶する命令に対する救済

再審理申立を拒絶する命令については不服申立をすることができず、その救済は、当該判決又は最終命令に係る上訴とする。

第9条 上訴裁判所又は最高裁判所への上訴

長官の決定又は最終命令についての再審理申立は認められず，長官の決定又は最終命令は確定的なものである。ただし，地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則の規則41に基づいて，上訴裁判所又は最高裁判所への上訴が遂行された場合はこの限りでない。

規則 10 上訴中の決定の執行

第 1 条 執行命令

相手方当事者への通知を伴う勝訴当事者の申立及び承認された保証証書の提出があったときは、局長は、その裁量により、上訴期限の満了前であっても、正当な理由を命令に記載して、執行命令を発することができる。ただし、当該執行は、承認された執行停止のための保証証書を提出することによって停止することができる。

第 2 条 特許の取消は直ちに執行される

局長が制限しない限り、特許、クレーム又はクレームの一部を取り消す旨の局長による決定又は命令は、上訴中であっても直ちに執行される。

規則 11 判決，最終命令及びその記入

第 1 条 判決及び最終命令の言渡し

事件の実体的事項を決定する判決又は最終命令は，書面によるものとし，基礎となる事実及び法律を明確かつ明瞭に記載し，局長が署名し，庁の適切な登録簿に登録する。言渡し又は公布は，決定，判決又は最終命令の登録簿への登録をもってなし，これらへの署名をもってなすものではない。

第 2 条 判決及び最終命令の記入

本規則に定める期間内に上訴又は再審理申立が提出されなかった場合は，局長は，直ちに，当該判決又は最終命令を庁の適切な登録簿に記入させる。判決又は最終命令の確定日は，その記入日とする。記録には，判決又は最終命令による決定の内容を記載し，局長が署名し，当該判決又は最終命令が確定した旨の証明書を添えるものとする。

期限内に上訴又は再審理申立がされなかった場合は，局長又は場合により長官が言い渡した判決又は最終命令が確定するものとし，局長は，直ちにこれを記入させなければならない。この処分を確実にするために，勝訴当事者は，判決の記入(及び適切な場合は執行)を申し立てる。記入日に，救済を求める申立のための 6 月間及び判決の時効に係る 5 年間が開始する。

本条規則は，判決又は最終命令が確定してからこれを記入するまでの期間が長くなるという誤った慣行を是正するものである。判決又は最終命令を記入するという物理的な行為がこれらの確定後になされるとしても，これらが確定した日をこれらの記入日とみなす。

最終規定

第1条 対象

本規則は、1998年1月1日のIP法の施行日に特許・商標・技術移転局に係属中のすべての当事者系事件に、本規則の施行前に宣言された抵触手続、及びIP法の施行以後に庁に提出されたすべての当事者系事件も含めて適用される。

第1.1条

IP法の施行日に係属中の商標出願；異議申立；抵触

次の手続は、改正された共和国法律第166号法に基づく標章の主登録簿への登録を求める出願であって、1998年1月1日のIP法の施行日に係属し、かつ、抵触するものに適用される。

(a)改正された共和国法律第166号及びその改正された施行規則に基づき抵触が宣言されたすべての場合において、最初に登録要件を満たした出願は、1998年9月30日の商標・サービスマーク・商号・マーキングされた容器に関する規則に基づいて商標局長が許可し、異議申立の対象としてIPO公報に公告する。

(b)商標局長は、他の出願人に許可及び公告の事実を通知するとともに、当該他の出願人に、当該他の出願人及び／又は異議申立人が標章の登録性等の他のすべての問題を含め、標章の登録の権利を有するか否かを決定するために、申請手数料を納付することなく商標局に異議申立をする権利を有する旨を通知する。

(c)商標局長は、他の出願人又は複数の出願人がいる場合はそのうちの何れかからの異議申立の受領後5日以内に、異議申立に適用される本規則の規定に基づく手続遂行のために、許可された出願及び異議申立出願人の出願のすべてのファイルを法務局に引き渡す。

(d)他の異議申立人がいる場合は、これらの全員が、本規則に基づいて法務局に異議申立を行う。

第2条 実施

役務提供の見地から、また、庁の下すべての事件について継続的な聴聞及び処分を確保するために、法務局の組織が整うまでは、本規則を実施するために必要な職務は、法務局の担当官又は管理官としてこれまでに指名された特許・商標・技術移転局聴聞部の長による推薦に基づいて長官が指名した旧特許・商標・技術移転局の職員が遂行する。

第3条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

第4条 施行

本規則は、一般紙における公告から15日後に施行する。